

告 示

埼玉県告示第千百四十一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第四条第三項の規定により、株式会社シタラ興産から深谷市の区域内において行われる（仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業について環境影響評価調査計画書の提出があった。

なお、関係地域が所在する市町村並びに環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和二年十月十六日

埼玉県知事 大野元裕

一 関係地域が所在する市町村

深谷市、熊谷市

二 環境影響評価調査計画書の縦覧の場所及び期間

イ 場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県北部環境管理事務所

深谷市環境課

熊谷市環境政策課

ロ 期間

令和二年十月十六日（金）から令和二年十一月十六日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）